

# 資料編

## 【 資 料 編 目 次 】

|    |                                       |    |
|----|---------------------------------------|----|
| 1  | [様式 1-1] 人的資源管理表                      | 1  |
| 2  | [様式 1-2] 物資資源管理表                      | 2  |
| 3  | [様式 2-1] 応援受援管理帳票                     | 3  |
| 4  | [様式 2-2] 応援必要人員報告書（庁内）                | 4  |
| 5  | [様式 3-1] 応援要請書（市町村から県）                | 5  |
| 6  | [様式 3-2] 応援要請内訳書（人的支援）                | 6  |
| 7  | [様式 3-3] 応援要請内訳書（物資支援）                | 7  |
| 8  | [様式 4-1] 応援要請取りまとめ様式（人的支援）            | 8  |
| 9  | [様式 4-2] 応援要請取りまとめ様式（物資支援）            | 9  |
| 10 | [様式 5] 被災状況チェックシート                    | 10 |
| 11 | [様式 6] 備蓄物資                           | 11 |
| 12 | 群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定（三県協定） | 16 |
| 13 | 震災時等の相互応援に関する協定（一都九県協定）               | 22 |
| 14 | 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（全国知事会）      | 29 |
| 15 | 全国知事会災害対策本部等要綱                        | 33 |
| 16 | 応急対策職員派遣制度に関する要綱                      | 36 |

人的資源管理表

| シートID |          | ②     |                | ①-1                    | ①-2      | ②-1   | ②-2               | ②-3       | ③-1            | ③-2          | ④-1          | ④-2                                    | ④-3      | ⑤               | ⑥-1            | ⑥-2 | ⑦          | ⑧-1         | ⑧-2             | ⑨-1  | ⑨-2  | ⑩      | ⑪            | ⑫                             | ⑬-1         | ⑬-2         | ⑭                   | ⑮      | ⑯-1   | ⑯-2          | ⑯-3       | ⑰-1       | ⑰-2        | ⑰-3                                    | ⑰-4         | ⑱           | ㉑ |
|-------|----------|-------|----------------|------------------------|----------|-------|-------------------|-----------|----------------|--------------|--------------|----------------------------------------|----------|-----------------|----------------|-----|------------|-------------|-----------------|------|------|--------|--------------|-------------------------------|-------------|-------------|---------------------|--------|-------|--------------|-----------|-----------|------------|----------------------------------------|-------------|-------------|---|
| ID    | 書類<br>番号 | 入力者名  | 応援組織・<br>応援個人名 | 応援組織・<br>応援個人名<br>ふりがな | 郵便<br>番号 | 都道府県名 | 市町村名              | 担当者名      | 担当者名<br>(ふりがな) | 担当者電話        | 担当者FAX       | 担当者<br>メール                             | 応援<br>区分 | 応援内容<br>(具体的名称) | 応援<br>内容<br>分類 | 人数  | 派遣先        | 派遣先<br>(補足) | 出発予定            | 到着予定 | 派遣手段 | 終了予定日  | 協定等          | 有償<br>(1あり、0な<br>し、不明は<br>空白) | 有償<br>(金額等) | 備考<br>(応援側) | 受信日時                | 受信部局   | 受信者名  | 受信者名<br>ふりがな | 受信者<br>内線 | 受信者<br>外線 | 受信者<br>FAX | 受信者<br>メール                             | 備考<br>(受援側) | 備考<br>(入力者) |   |
| XX    | 1        | X山 太郎 | 新潟県            | にいがたけ<br>ん             | 950-8570 | 新潟県   | 新潟市中央区新光<br>町4番地1 | ○川 花<br>子 | まるかわはな<br>こ    | 025-XXX-XXXX | 025-XXX-XXXX | <a href="#">XXX@XXX.X<br/>XX.XX.jp</a> | 人的<br>支援 | 被害認定調査          | 13             | 10  | XXX体育<br>館 | 新潟市XX町XX    | 2017年3月1<br>日9時 | 不明   | 公用車  | なし(給付) | 〇〇に関す<br>る協定 | 0                             |             |             | 2017年3月1日<br>14時25分 | 〇〇課〇〇係 | ○沢 ○子 | まるさわるこ       | XXXX      |           |            | <a href="#">XXX@XXX.<br/>XXX.XX.jp</a> |             |             |   |
| 1     |          |       |                |                        |          |       |                   |           |                |              |              |                                        |          |                 |                |     |            |             |                 |      |      |        |              |                               |             |             |                     |        |       |              |           |           |            |                                        |             |             |   |
| 2     |          |       |                |                        |          |       |                   |           |                |              |              |                                        |          |                 |                |     |            |             |                 |      |      |        |              |                               |             |             |                     |        |       |              |           |           |            |                                        |             |             |   |
| 3     |          |       |                |                        |          |       |                   |           |                |              |              |                                        |          |                 |                |     |            |             |                 |      |      |        |              |                               |             |             |                     |        |       |              |           |           |            |                                        |             |             |   |
| 4     |          |       |                |                        |          |       |                   |           |                |              |              |                                        |          |                 |                |     |            |             |                 |      |      |        |              |                               |             |             |                     |        |       |              |           |           |            |                                        |             |             |   |
| 5     |          |       |                |                        |          |       |                   |           |                |              |              |                                        |          |                 |                |     |            |             |                 |      |      |        |              |                               |             |             |                     |        |       |              |           |           |            |                                        |             |             |   |



## 応援受援管理帳票（人的支援）

(送信先)

(本欄は本帳票を他団体等に転送する場合に使用)

○送信日時 : 月 日 時

○送信者 :

○送信者連絡先 :

## 1. 「応援側」資源情報 (①～⑭)

|                    |          |      |
|--------------------|----------|------|
| ① 応援組織・応援個人名（ふりがな） |          |      |
| ② 所在地              | 〒        | 都道府県 |
| ③ 担当者名（ふりがな）       | ④ 担当者連絡先 | 電話   |
|                    |          | FAX  |
|                    |          | メール  |

| ID | ⑤ 応援区分 | ⑥ 応援内容（具体的名称を記入） | ⑦ 人数 | ⑧ 派遣先 | ⑨ 出発予定(上)<br>到着予定(下) | ⑩ 派遣手段 | ⑪ 終了予定日 |
|----|--------|------------------|------|-------|----------------------|--------|---------|
| 1  | 人的支援   |                  |      |       | 月 日<br>月 日           |        | 月 日     |
|    | 人的支援   |                  |      |       | 月 日<br>月 日           |        | 月 日     |
|    | 人的支援   |                  |      |       | 月 日<br>月 日           |        | 月 日     |
|    | 人的支援   |                  |      |       | 月 日<br>月 日           |        | 月 日     |
|    | 人的支援   |                  |      |       | 月 日<br>月 日           |        | 月 日     |
|    | 人的支援   |                  |      |       | 月 日<br>月 日           |        | 月 日     |
|    | 人的支援   |                  |      |       | 月 日<br>月 日           |        | 月 日     |
|    | 人的支援   |                  |      |       | 月 日<br>月 日           |        | 月 日     |
| 10 | 人的支援   |                  |      |       | 月 日<br>月 日           |        | 月 日     |

|                                           |
|-------------------------------------------|
| ⑫ 応援内容に基づく協定等（ある場合）<br>（上記すべてでない場合はIDを明記） |
| ⑬ 有償の応援<br>（有償の場合はID及び金額（単価×数量を記入）        |
| ⑭ 備考<br>（特別な形態の支援など特記事項）                  |

## 2. 「受援側」資源情報 (⑮～⑳)

|                               |                             |
|-------------------------------|-----------------------------|
| ⑮ 受信日時<br>月 日 時 分<br>(24時間標記) | ⑯ 受信部局・受信者名（ふりがな）<br>部局名 名前 |
| ⑰ 受信者連絡先<br>内線 外線<br>FAX メール  |                             |
| ⑱ 備考                          |                             |

## 3. データセット入力者の記入情報 (⑲～㉑)

|              |        |      |
|--------------|--------|------|
| ⑲ 書類番号（固有ID） | ㉑ 入力者名 | ㉑ 備考 |
|--------------|--------|------|

応援必要人員報告書(県災害対策本部)

年 月 日 時作成

|            | 担当部名 | 担当班名    | 担当者名 | 電話番号 | FAX番号 | E-mail |
|------------|------|---------|------|------|-------|--------|
| 各部総務班報告者   |      |         |      |      |       |        |
| 応援職員調整班担当者 | 総務部  | 応援職員調整班 |      |      |       |        |

| 応援要請内訳書(報告側記入欄) |    |      |    |               |    |           |            |                                            | 応援計画内訳書(応援職員調整班記入欄) |    |        |    |     |      |                                            |
|-----------------|----|------|----|---------------|----|-----------|------------|--------------------------------------------|---------------------|----|--------|----|-----|------|--------------------------------------------|
| 内訳書<br>作成月日時    | 職種 | 活動内容 | 人員 | 必要な<br>資格・経験等 | 期間 | 場 所<br>※1 | 交通手段<br>※2 | 連絡先<br>担当部署名<br>担当者名<br>電話/FAX番号<br>E-mail | 応援<br>地方公共団体名       | 人員 | 資格・経験等 | 期間 | 場 所 | 交通手段 | 連絡先<br>担当部署名<br>担当者名<br>電話/FAX番号<br>E-mail |
|                 |    |      |    |               |    |           |            |                                            |                     |    |        |    |     |      |                                            |
|                 |    |      |    |               |    |           |            |                                            |                     |    |        |    |     |      |                                            |
|                 |    |      |    |               |    |           |            |                                            |                     |    |        |    |     |      |                                            |
|                 |    |      |    |               |    |           |            |                                            |                     |    |        |    |     |      |                                            |

※1 可能な限り場所の分かる地図等を添付すること。

※2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りのヘリポート等)を記入すること。

※3 可能な限り内容を明記すること。

※4 随時更新し提出すること。(充足した職種は削除し、不足している職種のみ記載すること。)

※5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

群馬県知事 あて

要 請 市 町 村 長 名 印

応 援 要 請 書

災害対策基本法第 6 8 条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 添付書類

- ・ 応援要請内訳書（職員派遣）（様式 3－2）
- ・ 応援要請内訳書（物資・資機材の提供）（様式 3－3）

3 連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

F A X 番号

E-mail

※ 当該様式は初回のみ提出し、以降は随時、応援要請内訳書（様式 3－2 または 3－3）のみを提出すること。

※ 当該様式を作成するいとまがないときは、無線又は電話等により県に要請し、後に文書（様式 3－1、3－2、3－3）を速やかに送付すること。

応援要請(計画)内訳書(職員派遣)

年 月 日 時作成

|                  | 団体名 | 担当部署名    | 担当者名 | 電話番号 | FAX番号 | E-mail |
|------------------|-----|----------|------|------|-------|--------|
| 被応援市町村(受援市町村)担当者 |     |          |      |      |       |        |
| 群馬県応援職員調整班担当者    | 群馬県 | 人的支援調整担当 |      |      |       |        |

| 応援要請内訳書(被応援市町村記入欄) |    |      |    |               |    |           |            |                                            | 応援計画内訳書(県応援職員調整班記入欄) |    |        |    |     |      |                                            |
|--------------------|----|------|----|---------------|----|-----------|------------|--------------------------------------------|----------------------|----|--------|----|-----|------|--------------------------------------------|
| 内訳書<br>作成月日時       | 職種 | 活動内容 | 人員 | 必要な<br>資格・経験等 | 期間 | 場 所<br>※1 | 交通手段<br>※2 | 連絡先<br>担当部署名<br>担当者名<br>電話/FAX番号<br>E-mail | 応援<br>地方公共団体名        | 人員 | 資格・経験等 | 期間 | 場 所 | 交通手段 | 連絡先<br>担当部署名<br>担当者名<br>電話/FAX番号<br>E-mail |
|                    |    |      |    |               |    |           |            |                                            |                      |    |        |    |     |      |                                            |
|                    |    |      |    |               |    |           |            |                                            |                      |    |        |    |     |      |                                            |
|                    |    |      |    |               |    |           |            |                                            |                      |    |        |    |     |      |                                            |
|                    |    |      |    |               |    |           |            |                                            |                      |    |        |    |     |      |                                            |

※1 可能な限り場所の分かる地図等を添付すること。

※2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りのヘリポート等)を記入すること。

※3 可能な限り内容を明記すること。

※4 随時更新し提出すること。(充足した職種は削除し、不足している職種のみ記載すること。)

※5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

応援要請(計画)内訳書(物資・資機材の提供)

年 月 日 時作成

|                  | 団体名 | 担当部署名    | 担当者名 | 電話番号 | FAX番号 | E-mail |
|------------------|-----|----------|------|------|-------|--------|
| 被応援市町村(受援市町村)担当者 |     |          |      |      |       |        |
| 総括司令部 物資輸送調整班    | 群馬県 | 物的支援調整担当 |      |      |       |        |

| 応援要請内訳書(被応援市町村記入欄) |      |    |       |    |    |           |            |                                            | 応援計画内訳書(物資支援調整班記入欄) |      |    |    |    |    |     |      |                                            |
|--------------------|------|----|-------|----|----|-----------|------------|--------------------------------------------|---------------------|------|----|----|----|----|-----|------|--------------------------------------------|
| 内訳書<br>作成月日時       | 必要時期 | 品目 | 規格・用途 | 数量 | 単位 | 場 所<br>※1 | 輸送手段<br>※2 | 連絡先<br>担当部署名<br>担当者名<br>電話/FAX番号<br>E-mail | 応援<br>地方公共団体名       | 発送時期 | 品目 | 規格 | 数量 | 単位 | 場 所 | 輸送手段 | 連絡先<br>担当部署名<br>担当者名<br>電話/FAX番号<br>E-mail |
|                    |      |    |       |    |    |           |            |                                            |                     |      |    |    |    |    |     |      |                                            |
|                    |      |    |       |    |    |           |            |                                            |                     |      |    |    |    |    |     |      |                                            |
|                    |      |    |       |    |    |           |            |                                            |                     |      |    |    |    |    |     |      |                                            |

※1 可能な限り場所の分かる地図等を添付すること。

※2 輸送手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りのヘリポート等)を記入すること。

※3 可能な限り内容を明記すること。

※4 随時更新し提出すること。(充足した品目は削除し、不足している職種のみ記載すること。)

※5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

## 応援要請(計画)受付状況(人の支援)

| 応援要請内訳書(受付状況) |              |    |      |    |               |    |           |            |                                                           | 応援計画内訳書       |    |        |    |     |      |                                                           |
|---------------|--------------|----|------|----|---------------|----|-----------|------------|-----------------------------------------------------------|---------------|----|--------|----|-----|------|-----------------------------------------------------------|
| 要請団体          | 内訳書<br>作成月日時 | 職種 | 活動内容 | 人員 | 必要な<br>資格・経験等 | 期間 | 場 所<br>※1 | 交通手段<br>※2 | <div>連絡先<br/>担当部署名<br/>担当者名<br/>電話/FAX番号<br/>E-mail</div> | 応援<br>地方公共団体名 | 人員 | 資格・経験等 | 期間 | 場 所 | 交通手段 | <div>連絡先<br/>担当部署名<br/>担当者名<br/>電話/FAX番号<br/>E-mail</div> |
|               |              |    |      |    |               |    |           |            |                                                           |               |    |        |    |     |      |                                                           |
|               |              |    |      |    |               |    |           |            |                                                           |               |    |        |    |     |      |                                                           |
|               |              |    |      |    |               |    |           |            |                                                           |               |    |        |    |     |      |                                                           |
|               |              |    |      |    |               |    |           |            |                                                           |               |    |        |    |     |      |                                                           |
|               |              |    |      |    |               |    |           |            |                                                           |               |    |        |    |     |      |                                                           |
|               |              |    |      |    |               |    |           |            |                                                           |               |    |        |    |     |      |                                                           |
|               |              |    |      |    |               |    |           |            |                                                           |               |    |        |    |     |      |                                                           |
|               |              |    |      |    |               |    |           |            |                                                           |               |    |        |    |     |      |                                                           |

## 応援要請(計画)受付状況(物資支援)

| 応援要請内訳書(受付状況) |              |      |    |       |    |    |           |            |                                            | 応援計画内訳書       |      |    |    |    |    |    |      |                                            |
|---------------|--------------|------|----|-------|----|----|-----------|------------|--------------------------------------------|---------------|------|----|----|----|----|----|------|--------------------------------------------|
| 要請団体          | 内訳書<br>作成月日時 | 必要時期 | 品目 | 規格・用途 | 数量 | 単位 | 場 所<br>※1 | 輸送手段<br>※2 | 連絡先<br>担当部署名<br>担当者名<br>電話/FAX番号<br>E-mail | 応援<br>地方公共団体名 | 発送時期 | 品目 | 規格 | 数量 | 単位 | 場所 | 輸送手段 | 連絡先<br>担当部署名<br>担当者名<br>電話/FAX番号<br>E-mail |
|               |              |      |    |       |    |    |           |            |                                            |               |      |    |    |    |    |    |      |                                            |
|               |              |      |    |       |    |    |           |            |                                            |               |      |    |    |    |    |    |      |                                            |
|               |              |      |    |       |    |    |           |            |                                            |               |      |    |    |    |    |    |      |                                            |
|               |              |      |    |       |    |    |           |            |                                            |               |      |    |    |    |    |    |      |                                            |
|               |              |      |    |       |    |    |           |            |                                            |               |      |    |    |    |    |    |      |                                            |
|               |              |      |    |       |    |    |           |            |                                            |               |      |    |    |    |    |    |      |                                            |
|               |              |      |    |       |    |    |           |            |                                            |               |      |    |    |    |    |    |      |                                            |
|               |              |      |    |       |    |    |           |            |                                            |               |      |    |    |    |    |    |      |                                            |

県物資集積拠点候補施設被災状況チェックシート

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 施設名称    | 〇〇〇(県物資集積拠点候補施設情報管理シートから転記) |
| 個別施設の名称 | 〇〇〇(県物資集積拠点候補施設情報管理シートから転記) |
| 確認者     | <施設の被災状況を確認した担当者の所属・指名を記入>  |
| 確認日時    | <施設の被災状況を確認した日時を記入>         |

|     | 県物資拠点候補施設情報管理シートから転記 |     | 確認項目                                          | 確認欄                             | 状況記載欄                                                                                                                                                                                                                         |                                 |
|-----|----------------------|-----|-----------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 施 設 | 延べ床面積(㎡)             | 〇〇〇 | 物資拠点として支援物資の保管、荷さばき、仕分けに使用できるスペースがあるか         | □                               | <「㎡」単位で確認できる場合は、「㎡」単位で記載><br><「㎡」単位で確認できない場合は、以下の項目から該当項目をチェック><br><input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> 3/4程度 <input type="checkbox"/> 1/2程度<br><input type="checkbox"/> 1/4程度 <input type="checkbox"/> 1/4以下 |                                 |
|     |                      |     | 他の用途で使用しているスペースのうち、近日中に物資拠点として使用可能になるスペースはあるか | □                               | <「㎡」単位で確認できる場合は、「㎡」単位で記載><br><「㎡」単位で確認できない場合は、以下の項目から該当項目をチェック><br><input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> 3/4程度 <input type="checkbox"/> 1/2程度<br><input type="checkbox"/> 1/4程度 <input type="checkbox"/> 1/4以下 |                                 |
|     | 災害時の人材の確保            |     | 〇〇〇                                           | 物資拠点の運営に携われる人材は確保できるか           | □                                                                                                                                                                                                                             | <運営に携われる人数を記載>                  |
|     | トラックの進入経路            | 入口  | 〇〇〇                                           | トラックの出入り口及び施設までの経路で損壊している箇所はあるか | □                                                                                                                                                                                                                             | <トラックの出入口及び施設までの経路における損壊の有無を記載> |
|     |                      | 出口  | 〇〇〇                                           |                                 |                                                                                                                                                                                                                               |                                 |
|     | —                    |     |                                               | そのほかに損壊している箇所はあるか               | □                                                                                                                                                                                                                             | <損壊している箇所の有無と損壊している箇所の状況を記載>    |
| 資機材 | 自家発電の有無              | 〇〇〇 | 電源は確保できているか                                   | □                               | 電源 <input type="checkbox"/> 通常電源 <input type="checkbox"/> 自家発電<br><input type="checkbox"/> 電源なし(停電)<br>自家発電稼働状況                      <自家発電の燃料の概ねの残量を記載>                                                                       |                                 |
|     | 通信機器(災害時)            | 〇〇〇 | 通信手段は確保できているか                                 | □                               | <使用可能な通信手段を以下からチェック(使用可能なもの全て)><br><input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 衛星電話<br><input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> E-mail                                  |                                 |
|     | 照明(災害時)              | 〇〇〇 | 照明は使用可能か                                      | □                               | <照明の状況を以下からチェック><br><input type="checkbox"/> 通常照明を使用 <input type="checkbox"/> 非常用の照明が稼働<br><input type="checkbox"/> 停電により使用不可 <input type="checkbox"/> 危機の破損により使用不可                                                           |                                 |
|     | フォークリフトの台数           | 〇〇〇 | 使用可能なフォークリフトはあるか                              | □                               | <使用可能なフォークリフトの台数を記載>                                                                                                                                                                                                          |                                 |
|     | パレットの枚数              | 〇〇〇 | 使用可能なパレットなどの荷役資材はあるか                          | □                               | パレット                      <使用可能なパレットの枚数を記載><br>その他資機材                      <自家発電の燃料の概ねの残量を記載>                                                                                                                                 |                                 |

| 連絡先    | 施 設 | 県災害対策本部 |
|--------|-----|---------|
| TEL    |     |         |
| FAX    |     |         |
| 衛星電話   |     |         |
| 携帯電話   |     |         |
| E-mail |     |         |
| 担当者所属  |     |         |
| 担当者氏名  |     |         |

様式6 群馬県備蓄物資一覧( 年 月 日現在)

|           | アルファ米<br>(五目) | アルファ米<br>(ワカメ) | (食)<br>かゆ | (食)<br>乾パン | (食)<br>缶詰パン | (缶)<br>粉ミルク | (食)<br>ようかん | 保存水<br>(リットル) | 0.5ℓ<br>(本) | (枚)<br>毛布 | (本)<br>哺乳瓶 | (枚)<br>下着 | (枚)<br>紙おむつ | (枚)<br>介護おむつ | (枚)<br>生理用品 | (枚)<br>防水シート | 簡易トイ<br>レ(袋) | 簡易トイ<br>レ(箱) | カセット<br>コンロ |
|-----------|---------------|----------------|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-----------|------------|-----------|-------------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 1 防災センター  |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 2 高崎合庁    |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 3 渋川合庁    |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 4 藤岡合庁    |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 5 富岡合庁    |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 6 中之条合庁   |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 7 沼田合庁    |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 8 伊勢崎合庁   |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 9 桐生合庁    |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 10 太田合庁   |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 11 館林保福   |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 12 高崎工高   |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 13 太田高    |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 14 利根実高   |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 15 桐生高    |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 16 藤岡工高   |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 17 伊勢崎商高  |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 18 渋川工高   |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 19 富岡高校   |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 20 安中総合学園 |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 21 館林高校   |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 22 長野原事業所 |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 23 三原事業所  |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 24 水上事業所  |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 25 下仁田事業所 |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 26 万場事業所  |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 27 尾瀬高校   |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |
| 合 計       |               |                |           |            |             |             |             |               |             |           |            |           |             |              |             |              |              |              |             |

様式6

|     |        | カセット<br>ボンベ | 缶詰ガソリン<br>(1リットル入) | 缶詰ガソリン<br>(4リットル入) | 缶詰<br>灯油 | ガソリン<br>携行缶 | 20リットル<br>ポリタンク | 折り畳み<br>リヤカー | エア Tent<br>(張) | 耐震性<br>貯水槽 | ウォーター<br>パッカー | 浄水機 | レスキュー<br>キッチン | かまどセット<br>(LP用300人) | 発電機付<br>投光機 | 発電機2.7k<br>(照明用) | 発電機4k<br>(井戸用) | 非常用<br>発電機 | 電 動<br>フォークリフト | 防災行政無<br>線(可搬型) |
|-----|--------|-------------|--------------------|--------------------|----------|-------------|-----------------|--------------|----------------|------------|---------------|-----|---------------|---------------------|-------------|------------------|----------------|------------|----------------|-----------------|
| 1   | 防災センター |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 2   | 高崎合庁   |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 3   | 渋川合庁   |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 4   | 藤岡合庁   |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 5   | 富岡合庁   |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 6   | 中之条合庁  |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 7   | 沼田合庁   |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 8   | 伊勢崎合庁  |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 9   | 桐生合庁   |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 10  | 太田合庁   |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 11  | 館林保福   |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 12  | 高崎工高   |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 13  | 太田高    |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 14  | 利根実高   |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 15  | 桐生高    |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 16  | 藤岡工高   |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 17  | 伊勢崎商高  |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 18  | 渋川工高   |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 19  | 富岡高校   |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 20  | 安中総合学園 |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 21  | 館林高校   |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 22  | 長野原事業所 |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 23  | 三原事業所  |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 24  | 水上事業所  |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 25  | 下仁田事業所 |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 26  | 万場事業所  |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 27  | 尾瀬高校   |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |
| 合 計 |        |             |                    |                    |          |             |                 |              |                |            |               |     |               |                     |             |                  |                |            |                |                 |

様式6

|     |        | 小型動力<br>ポンプ | 簡 易<br>ベッド | 脚立(アルミ<br>製・120cm) | 自転車 | 台車 | コード<br>リール | 運搬用<br>一輪車 | ワンタッチ<br>式テント | 医薬品<br>セット | 担架 | ポ リ<br>バケツ | ロープ(ホリ<br>製・200m) | かけや<br>(丸型150) | 剣先<br>スコップ | 針金<br>(20番線・140m) | 金槌 | 鉋 | ノコギリ<br>(両刃) | ペンチ |
|-----|--------|-------------|------------|--------------------|-----|----|------------|------------|---------------|------------|----|------------|-------------------|----------------|------------|-------------------|----|---|--------------|-----|
| 1   | 防災センター |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 2   | 高崎合庁   |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 3   | 渋川合庁   |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 4   | 藤岡合庁   |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 5   | 富岡合庁   |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 6   | 中之条合庁  |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 7   | 沼田合庁   |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 8   | 伊勢崎合庁  |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 9   | 桐生合庁   |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 10  | 太田合庁   |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 11  | 館林保福   |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 12  | 高崎工高   |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 13  | 太田高    |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 14  | 利根実高   |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 15  | 桐生高    |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 16  | 藤岡工高   |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 17  | 伊勢崎商高  |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 18  | 渋川工高   |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 19  | 富岡高校   |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 20  | 安中総合学園 |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 21  | 館林高校   |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 22  | 長野原事業所 |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 23  | 三原事業所  |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 24  | 水上事業所  |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 25  | 下仁田事業所 |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 26  | 万場事業所  |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 27  | 尾瀬高校   |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |
| 合 計 |        |             |            |                    |     |    |            |            |               |            |    |            |                   |                |            |                   |    |   |              |     |

様式6

|     |        | ツル<br>ハシ | バール<br>(90cm) | 組立式<br>水槽 | 背負い式ポンプ<br>(ジェットシューター) | 工 具<br>セット | クイックマット<br>パック加工 | シェルピング<br>(棚) | ヒューラックス | 浄水機用<br>カートリッジ | ランタン | ナースングシー<br>(枚) | トイレットペーパー<br>(個) | 携帯型ライ<br>(個) | ステンレス<br>食器(組) | エコロジー<br>食器S(人) | 手回し式<br>ラジオ(個) | 防滴型<br>拡声器(個) | ノーバッテリー<br>ライト(個) | テント付簡易トイレ<br>(個) |
|-----|--------|----------|---------------|-----------|------------------------|------------|------------------|---------------|---------|----------------|------|----------------|------------------|--------------|----------------|-----------------|----------------|---------------|-------------------|------------------|
| 1   | 防災センター |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 2   | 高崎合庁   |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 3   | 渋川合庁   |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 4   | 藤岡合庁   |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 5   | 富岡合庁   |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 6   | 中之条合庁  |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 7   | 沼田合庁   |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 8   | 伊勢崎合庁  |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 9   | 桐生合庁   |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 10  | 太田合庁   |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 11  | 館林保福   |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 12  | 高崎工高   |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 13  | 太田高    |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 14  | 利根実高   |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 15  | 桐生高    |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 16  | 藤岡工高   |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 17  | 伊勢崎商高  |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 18  | 渋川工高   |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 19  | 富岡高校   |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 20  | 安中総合学園 |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 21  | 館林高校   |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 22  | 長野原事業所 |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 23  | 三原事業所  |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 24  | 水上事業所  |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 25  | 下仁田事業所 |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 26  | 万場事業所  |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 27  | 尾瀬高校   |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |
| 合 計 |        |          |               |           |                        |            |                  |               |         |                |      |                |                  |              |                |                 |                |               |                   |                  |

様式6

|     |        | 携帯用浄水器<br>(個) | ハイブ型ショベル<br>(角型) | ハイブ型ショベル<br>(丸型) | スノーダンフ<br>(大) | スノーダンフ<br>(小) | 四つ折り担架<br>(個) | ヘルメット<br>(個) | タオル<br>(使用済) | 段ボール製<br>簡易シェルター | テント | 段ボール製<br>簡易間仕切り | 簡易トイレ用<br>テント |
|-----|--------|---------------|------------------|------------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|------------------|-----|-----------------|---------------|
| 1   | 防災センター |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 2   | 高崎合庁   |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 3   | 渋川合庁   |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 4   | 藤岡合庁   |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 5   | 富岡合庁   |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 6   | 中之条合庁  |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 7   | 沼田合庁   |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 8   | 伊勢崎合庁  |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 9   | 桐生合庁   |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 10  | 太田合庁   |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 11  | 館林保福   |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 12  | 高崎工高   |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 13  | 太田高    |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 14  | 利根実高   |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 15  | 桐生高    |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 16  | 藤岡工高   |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 17  | 伊勢崎商高  |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 18  | 渋川工高   |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 19  | 富岡高校   |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 20  | 安中総合学園 |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 21  | 館林高校   |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 22  | 長野原事業所 |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 23  | 三原事業所  |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 24  | 水上事業所  |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 25  | 下仁田事業所 |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 26  | 万場事業所  |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 27  | 尾瀬高校   |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |
| 合 計 |        |               |                  |                  |               |               |               |              |              |                  |     |                 |               |

# 群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び 防災協力に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、群馬県、埼玉県及び新潟県（以下「三県」という。）のいずれかの県において災害が発生した場合における三県間の相互応援の実施、又は他の都道府県で災害が発生した場合の支援における三県連携の推進により、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施を図るとともに、三県が平時から防災における協力及び連携の充実を図り、もって三県の災害対応力を向上させることを目的とする。

(連絡担当部局)

第2条 三県は、あらかじめ災害時の応援及び平時の防災協力に関する連絡担当部局を定めるものとする。

(災害時の応援の種類)

第3条 災害時の応援の種類は、三県のうち災害が発生した県（以下「被災県」という。）において災害応急対策に必要な物資・資機材・職員等、被災県から要請のあった事項とする。

2 応援の内容等は、連絡担当部局が別途協議して定めるものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 被災県が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援を実施する県（以下「応援県」という。）に対し、まず口頭、電話又はファクシミリにより要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資・資機材等の応援を要請する場合にあつては、その品名及び数量等
- (3) 職員の応援を要請する場合にあつては、職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路、駐車場所又はヘリ着陸場所
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(連絡員の派遣)

第5条 三県のいずれかの県において災害が発生し、応援を行おうとする県が必要があると認めたときは、当該県は、被災県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

(応援の自主出動)

第6条 応援県は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、派遣した連絡員からの情報等を基に、必要な応援を自主的に行うことができるものとする。この場合、応援に関する情報を被災県に提供する等、円滑な応援実施に配慮するものとする。

2 三県は、それぞれ、連絡員の派遣を受けた場合の適切な受入れ体制を、あらかじめ整備しておくものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災県の負担とする。ただし、被災県と応援県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災県から要請があった場合は、応援県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 第5条に規定する連絡員の派遣及び被災地の情報収集活動に要した経費は、応援県の負担とする。

(他都道府県で発生した災害への対応)

第8条 他都道府県で災害が発生し、当該被災都道府県に対して支援を行おうとする場合、必要に応じて、三県で情報を共有し連携に努めるものとする。

(広域応援に係る共同研究)

第9条 三県は、大規模災害が発生した場合における広域応援等に関し、応援の円滑な実施に必要な共同研究を実施するものとする。

2 前項の共同研究は、既存の広域応援計画等と整合を図るものとする。

(平素の連携)

第10条 三県は、防災体制及び相互連携の充実強化を図るため、平素から連携して訓練の実施や地域防災計画その他参考資料の情報共有など、必要な取組を推進するものとする。

(連絡会議の設置)

第11条 三県は、前二条の取組を推進するため、連絡会議を設置する。

2 連絡会議の具体的な運営については別に定める。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、三県が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度三県が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、連絡担当部局が別途協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成25年1月31日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、各県記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月31日

群馬県前橋市大手町一丁目1番地1

群馬県知事 大澤 正明

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番地1

埼玉県知事 上田 清司

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事 泉田 裕彦

(別 表)

連絡担当部局

| 県 名   | 部 局 名   |
|-------|---------|
| 群 馬 県 | 総 務 部   |
| 埼 玉 県 | 危機管理防災部 |
| 新 潟 県 | 防 災 局   |

(様式1)

文書記号番号

年 月 日

〇〇県知事 様

〇〇県知事 〇〇〇〇

群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する

協定に基づく応援の要請について（依頼）

下記のとおり災害が発生したので、群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定第4条に基づき、応援を要請します。

#### 記

1 災害等の種類

2 被災地域

3 被害の概要

担当課室：〇〇〇〇〇課室 〇〇〇〇

電話番号：×××-××××-××××

FAX 番号：×××-××××-××××

(様式2)

文書記号番号

年 月 日

〇〇県知事 様

〇〇県知事 〇〇〇〇

群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する  
協定に基づく応援要請の内容について

〇年〇月〇日付け〇第〇号で依頼した応援について、下記の内容で要請します。

記

1 応援要請の内容

(物資・資機材等に係る品名、規格及び数量)

(職員の応援に係る職種別人員)

2 応援場所及び経路（ヘリコプター要請の場合は、ヘリポート等の位置）

3 応援を必要とする期間

4 その他必要な事項

担当課室：〇〇〇〇〇課室 〇〇〇〇

電話番号：×××-××××-××××

FAX 番号：×××-××××-××××

## 「震災時等の相互応援に関する協定」

### (趣 旨)

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第3条第4項及び同法第172条第4項の規定並びに同法第32条第2項第6号及び同法第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

### (連絡窓口)

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

### (応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

#### (1) 物資等の提供及びあっせん

ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資

イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

#### (2) 応急対策に必要な職員の派遣等

ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員

イ ヘリコプターによる情報収集等

ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

#### (3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん

ア 傷病者の受入れのための医療機関

- イ 被災者を一時収容するための施設
- ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- エ 仮設住宅用地
- オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

- 2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

(カバー都県・協力都県の設置)

第4条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下「カバー都県」という。）をあらかじめ定めることができる。

- 2 カバー都県は、被災都県を直接的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。
- 3 カバー都県以外で被災しなかった都県（以下「協力都県」という。）は、被災都県又はカバー都県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

(幹事都県の役割)

第5条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条第1項に規定する関東地方知事会の幹事都県（以下「幹事都県」という。）は、全国協定第3条第5項の規定に掲げる役割を担うものとする。

(幹事代理都県の設置)

第6条 幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなった場合、幹事都県に代わって職務を代行する都県（以下「幹事代理都県」という。）を置く。

- 2 幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

(連絡員の派遣)

第7条 災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又はカバー都県が必要があると認めたときは、カバー都県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

- 2 カバー都県は、連絡員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。

(応援要請の方法)

第8条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、カバー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後に、応援することとなった都県に対し、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第9条 カバー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必要と認められるときは、第7条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に出動できるものとする。

- 2 カバー都県及び協力都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。
- 3 カバー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、第7条第2項に準じて、自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第10条 都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

(応援経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

- 2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。）支弁するものとする。
- 3 第7条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カバー都県が負担するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援し

た都県の間で協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第 12 条 この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第 13 条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第 14 条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民の保護に関する計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第 15 条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第 16 条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成 8 年 6 月 13 日から適用する。

2 昭和 52 年 6 月 16 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 14 年 3 月 31 日から適用する。

2 平成 8 年 6 月 13 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 16 年 2 月 24 日から適用する。

2 平成 14 年 3 月 31 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 20 年 2 月 6 日から適用する。

2 平成 16 年 2 月 24 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成２５年７月３１日から適用する。

２ 平成２０年２月６日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成３１年３月３１日から適用する。

２ 平成２５年７月３１日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書１０通を作成し、各都県記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成３１年３月３１日

東京都知事

小 池 百 合 子

茨城県知事

大 井 川 和 彦

栃木県知事

福 田 富 一

群馬県知事

大 澤 正 明

埼玉県知事

上 田 清 司

千葉県知事

森 田 健 作

神奈川県知事

黒 岩 祐 治

山梨県知事

長 崎 幸 太 郎

静岡県知事

川 勝 平 太

長野県知事

阿 部 守 一

## 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各地域のブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

### (都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

### (ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

| ブロック名      | 構成都道府県名                                     |
|------------|---------------------------------------------|
| 北海道東北地方知事会 | 北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県<br>福島県 新潟県          |
| 関東地方知事会    | 東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県<br>神奈川県 山梨県 静岡県 長野県 |
| 中部圏知事会     | 富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県<br>静岡県 福井県 滋賀県      |
| 近畿ブロック知事会  | 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県<br>和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県 |
| 中国地方知事会    | 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県                         |
| 四国知事会      | 徳島県 香川県 愛媛県 高知県                             |
| 九州地方知事会    | 福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県<br>鹿児島県 沖縄県 山口県     |

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代わって職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

#### （災害対策本部等の設置）

- 第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置することができる。
- 2 災害対策本部等の設置及び運営等は、全国知事会会長が別に定める。

#### （広域応援の実施）

- 第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。
- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
  - 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあって、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する応援の要請を行うことができる。

#### （業務の代行）

- 第6条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、近畿ブロック知事会の幹事県が、前条の広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、近畿ブロック知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、九州地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

- 3 前2項の規定による業務の代行が困難な場合は、災害等による被害の状況等を踏まえ、全国知事会会長が、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長及び副委員長の意見を聴いた上で、広域応援に関する業務を代行する都道府県を決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック別及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

- 2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

- 2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

- 2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する。

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する。

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和6年1月1日から適用する。

2 令和3年11月22日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和6年1月31日

全国知事会 会長

宮城県知事 村 井 嘉 浩

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長

静岡県知事 川 勝 平 太

北海道東北地方知事会 会長

岩手県知事 達 増 拓 也

関東地方知事会 会長

長野県知事 阿 部 守 一

中部圏知事会 会長

愛知県知事 大 村 秀 章

近畿ブロック知事会 会長

福井県知事 杉 本 達 治

中国地方知事会 会長

島根県知事

丸 山 達 也

四国知事会 常任世話人

徳島県知事

後藤田 正 純

九州地方知事会 会長

熊本県知事

蒲 島 郁 夫

## 全国知事会災害対策本部等要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定第4条第2項の規定に基づき、全国知事会災害対策本部等の設置及び運営等についての必要な事項を定める。

### (災害対策都道府県連絡本部の設置)

第2条 事務総長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進めるため、別に定める基準により、臨時に全国知事会災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

2 事務総長は、前項に規定する場合のほか、必要と認めるときは、臨時に連絡本部を設置することができる。

3 事務総長は、前2項の規定により連絡本部を設置したときは、その旨を各都道府県知事に通知する。

### (連絡本部の組織及び事務・情報連絡室の設置)

第3条 連絡本部は、事務総長を本部長、事務局次長を副本部長、事務局の各部長を本部員とし、その他事務局職員により構成する。

2 連絡本部は、被災県及び被災県の所属するブロックの幹事県並びに国等の関係団体から、被災情報等の収集に努めるとともに、広域応援に係る調整を行う。

3 連絡本部は、収集した被災情報等について、必要に応じて、各都道府県に連絡を行う。

4 事務総長は、連絡本部の設置に至らない場合において、情報収集を行う必要があるときは、調査第二部に情報連絡室を設置する。

### (連絡本部の廃止)

第4条 事務総長は、被災県への広域応援（短期）が終了し、かつ被災県の応急対策が終了した場合には、連絡本部を廃止する。

2 第2条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

### (情報連絡員の派遣)

第5条 事務総長は、連絡本部を設置した場合において、被災県での情報収集等が必要と認めるときは、被災県に情報連絡員（リエゾン）を派遣することができる。

2 事務総長は、情報連絡員の派遣に、危機管理・防災特別委員会委員長県及び副委員長県等の協力を得ることができる。

3 情報連絡員は、被災情報等の収集に努めるとともに、広域応援に係る連絡調整を行う。

### (緊急広域災害対策本部の設置)

第6条 会長は、複数の都道府県において甚大な被害が見込まれる大規模・広域災害が発生した場合、臨時に全国知事会緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 会長は、前項に規定する場合のほか、必要と認めるときは、臨時に対策本部を設

置することができる。

- 3 事務総長は、前2項の規定により対策本部が設置された場合において、当該災害に係る連絡本部を設置していないときには、連絡本部を設置する。
- 4 第2条第3項の規定は、前3項の場合に準用する。

(対策本部の組織)

- 第7条 対策本部は、会長を本部長、危機管理・防災特別委員会委員長を副本部長とし、各ブロック幹事県知事及び危機管理・防災特別委員会副委員長を本部員として構成する。
- 2 対策本部において、本部長に事故がある場合は、副本部長がその事務を代行する。
  - 3 対策本部の本部長は、第1項に規定する本部員以外の知事について、必要に応じて対策本部への参画を求めることができる。

(対策本部の事務)

- 第8条 対策本部は、連絡本部を指揮し、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進める。
- 2 対策本部の本部長は、必要と認めるときは、全国知事会緊急広域災害対策本部会議（以下「対策本部会議」という。）を開催することができる。
  - 3 対策本部会議は、対策本部の本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が議長となる。
  - 4 対策本部の本部長は、必要と認めるときは、本部員以外の知事に対策本部会議への出席を求めることができる。

(対策本部の廃止)

- 第9条 会長は、今後の被害の発生又は拡大が見込まれず、各都道府県の災害対策本部体制が縮小され、ブロック幹事県から新たな広域応援（短期）の要請が見込まれない場合には、対策本部を廃止する。
- 2 第2条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(その他)

- 第10条 その他、全国知事会災害対策本部等の設置及び運営等に関して定めのない事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則 この要綱は、令和3年11月22日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

## 応急対策職員派遣制度に関する要綱

### 目次

第1章 総則

第2章 応急対策職員派遣制度の基本的な事項

第3章 大規模災害時における応急対策職員派遣制度に係る対応等

第4章 被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣

第1節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第1段階支援）

第2節 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）

第3節 追加の対口支援による応援職員の派遣

第4節 独自申出による応援職員の派遣

第5章 総括支援チームの派遣

第6章 受援体制

第7章 その他

別表

別紙

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである応急対策職員派遣制度について基本的な事項を定めるとともに、その運用に当たり関係機関と総務省とが協力して実施する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、関係法令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害をいう。
- (2) 地域ブロックとは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第1条第1項に定めるブロックをいう。ただし、中国ブロック及び四国ブロックについては、合わせて一の地域ブロックとする。
- (3) 地域ブロック幹事都道府県とは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第3条第1項に定める幹事県をいう。ただし、中国・四国ブロックについては、中国ブロック又は四国ブロックの幹事県のうちいずれか一の幹事県とする。
- (4) 地域ブロック内の地方公共団体とは、別表に定める地域ブロック内の都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村をいう。
- (5) 被災都道府県内の地方公共団体とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村（被災市区町村を除く。）をいう。
- (6) 関係団体とは、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会をいう。
- (7) 関係機関とは、関係省庁、関係団体及び地方公共団体をいう。
- (8) 関係都道府県とは、被災地域ブロック幹事都道府県及び被災都道府県をいう。
- (9) 対口支援方式とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう。
- (10) 災害マネジメント総括支援員とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。
- (11) 災害マネジメント支援員とは、災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

- (12) 総括支援チームとは、被災市区町村への応援職員派遣の協力依頼に先立ち、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握を行うほか、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

## 第2章 応急対策職員派遣制度の基本的な事項

### (基本的な事項)

第3条 本制度の基本的な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本制度は、地方公共団体の相互の協力によることを旨とするものであること。
- (2) 本制度は、地方公共団体間の災害時相互応援協定等を妨げるものではないこと。
- (3) 本制度に基づく応援職員の派遣の形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本とするものであること。
- (4) 本制度に基づく応援職員の派遣の目的は、被災市区町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであること。
  - (ア) 災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援すること。ただし、本制度以外の仕組み等と必要な連携を図るものであること。
  - (イ) 被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること。
- (5) 前号アのための応援職員は、次に掲げるように派遣することを基本とするものであること。ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図るものであること。
  - (ア) 最初に被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第1段階支援」という。）とし、第1段階支援だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない場合には、第1段階支援を補完するため全国の地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第2段階支援」という。）。)
  - (イ) 対口支援方式により応援職員を派遣すること。
  - (ウ) 都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村（指定都市を除く。）が一体的に応援職員を派遣すること（以下「一体的支援」という。）。)
- (6) 第4号イのための応援職員は、総括支援チームを派遣するものであること。

### (関係機関の連携)

第4条 関係機関及び総務省は、本制度に基づく応援職員の派遣が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡調整を行うものとする。

### 第3章 大規模災害時における応急対策職員派遣制度に係る対応等

(情報の収集及び共有)

第5条 総務省は、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあると考えられる場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁、関係団体及び関係都道府県（以下「関係省庁等」という。）からの情報の収集及び関係省庁等との情報の共有を行うものとする。

2 総務省は、前項の規定により情報の収集及び共有を開始する場合には、関係省庁等に対しその旨を連絡するものとし、連絡を受けた関係省庁等は、総務省に対し応援職員の派遣に関して得られた情報を提供するものとする。

3 前2項の規定による情報の収集、共有及び提供は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。

4 被災地域ブロック幹事都道府県は、自らが被災した等の場合には、本要綱における被災地域ブロック幹事都道府県の役割について、被災地域ブロック内の他の都道府県（以下「被災地域ブロック幹事代理都道府県」という。）に行わせることができるものとする。この場合において、被災地域ブロック幹事代理都道府県は、総務省、全国知事会並びに被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市に対しその旨を速やかに連絡するものとし、連絡を受けた総務省は、関係団体に対しその旨を連絡するものとする。

(被災都道府県による応援職員のニーズ等の把握)

第6条 被災都道府県は、被災市区町村における次の各号に掲げる応援職員のニーズ等を速やかに把握するものとする。

(1) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性

(2) 前号について応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）

(3) 総括支援チームの派遣の必要性

(4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な情報

2 被災都道府県は、総務省及び被災地域ブロック幹事都道府県に対し、前項の規定により把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡するものとする。

3 前項の規定による情報の提供及び連絡は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとする。

(応援職員確保調整本部の設置)

第7条 総務省は、得られた情報を基に、関係団体と協議の上必要と判断した場合又は震度7の地震が発生した場合には、応援職員の派遣に関し、対口支援団体の決定、総括支援チームの派遣の要請、関係省庁等からの情報の収集、関係省庁等との情報の共有並びに総合的な調整及び意思決定を行うため、総務省、関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県で構成する応援職

員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）を設置するものとする。この場合において、第5条第1項の総務省の事務は、確保調整本部に引き継ぐものとする。

- 2 確保調整本部に事務局を置き、事務局の事務は総務省が行うものとする。
- 3 確保調整本部は、確保調整本部が設置された場合には、内閣府、消防庁及び都道府県並びに関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対しその旨を連絡するものとする。
- 4 第1項の規定による情報の収集及び共有並びに総合的な調整は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。
- 5 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による総合的な調整を行う必要がなくなったと判断した場合には、確保調整本部を廃止するものとする。

#### （応援職員確保現地調整会議の設置）

第8条 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上必要と判断した場合には、次の各号に掲げる調整等を行うため、応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）を設置するものとする。

- （1）現地における情報収集
- （2）現地において収集した情報の確保調整本部への報告
- （3）前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な調整

- 2 確保調整本部は、関係都道府県に対し現地調整会議への参加を求めるものとする。
- 3 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上、被災都道府県の災害対策本部が置かれる都道府県庁舎に設置することを基本として現地調整会議の設置場所を決定するものとする。
- 4 総務省、関係団体及び関係都道府県は、前項の規定により設置場所を決定した場合には、現地調整会議に参加させるための要員（以下「現地調整会議参加要員」という。）を派遣するものとする。
- 5 関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県は、現地調整会議参加要員を派遣することが困難である場合には、それぞれの構成団体（この要綱において、全国市長会にあっては市区（指定都市を除く。）と、指定都市市長会にあっては指定都市と、被災地域ブロック幹事都道府県にあっては被災地域ブロック内の他の都道府県とする。）に参加させることができるものとする。ただし、現地調整会議に参加する者のいずれかから参集の要請があった場合には、可能な限り現地調整会議参加要員を派遣するものとする。
- 6 総務省、関係団体及び関係都道府県の現地調整会議参加要員は、参集次第、現地調整会議に参加するものとし、さらに、災害時相互応援協定等に基づき現地に派遣された地方公共団体の連絡要員も参加することができるものとする。
- 7 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による情報収集等を行う必要がなくなったと判断した場合には、現地調整会議を廃止するものとする。

## 第4章 被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣

### 第1節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第1段階支援）

（被災地域ブロック内の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第9条 被災都道府県は、当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、当該被災市区町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

2 前項の規定による協力の依頼は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（1）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）

（2）前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

（確保調整本部における対口支援団体の決定）

第10条 確保調整本部は、前条第1項の規定により被災都道府県から被災地域ブロック内の地方公共団体に対して協力の依頼があった場合には、被災市区町村ごとに被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、被災地域ブロック内における対口支援団体を決定するものとする。

2 確保調整本部は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、対口支援団体を決定するものとする。

（1）総括支援チームの派遣の状況

（2）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）、被害の状況及び災害対応業務実施体制の状況

（3）対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市と被災市区町村との距離及び移動時間

（4）対口支援団体の対象となる都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）又は指定都市の職員数

（5）対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市の過去の災害における応援職員の派遣の実績

（6）災害時相互応援協定等の締結状況

（7）前各号に掲げるもののほか、被災市区町村の人口等考慮を必要とする事項

3 確保調整本部は、被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市だけでは対口支援団体を決定することが困難である場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、対口支援の調整を行うものとする。この場合において、都道府県との調整については被災地域ブロック幹事都道府県が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

（1）別表の応援優先順位欄の順位

(2) 第2項各号に掲げる事項

- 4 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、対口支援団体に対し、当該決定事項、第2項第2号に規定する事項及び現地調整会議等において得られた情報を速やかに文書により連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、現地調整会議に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。
- 5 被災都道府県は、対口支援団体が決定された場合には、被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。
- 6 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対し当該決定事項を速やかに連絡するとともに、全国市長会及び全国町村会を通じて一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(対口支援団体等による応援職員の派遣)

第11条 対口支援団体は、前条第4項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援を行う被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、当該被災市区町村における応援職員のニーズ等を把握するものとする。

- 2 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村における前条第2項第2号に規定する事項、前項の規定により把握したニーズ等を踏まえ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、次の各号に掲げる調整等を行うものとする。

(1) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）の割り振りの調整

(2) 交通手段、宿泊場所、必要な装備に関することその他応援職員の派遣に当たり必要な情報の可能な限りの提供

(3) 前2号に掲げるもののほか、一体的支援を行うに当たり必要な調整等

- 3 対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

- 4 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村について、次の各号に掲げる支援を継続的に行うものとする。

(1) 応援職員のニーズ等の把握

(2) 前号の規定により把握したニーズ等を踏まえた応援職員の派遣

(3) 被災市区町村の職員、被災都道府県からの連絡要員、応援職員（自らが派遣する応援職員のほか、本制度以外の仕組み等により派遣された応援職員を含む。）等で構成する連絡会議の開催等を通じた関係者間での情報の共有

(4) 応援職員に関する受援体制の確保に関する助言

(5) 前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な支援

- 5 対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

- 6 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

（第1段階支援に関するその他の事項）

第12条 対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

- 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

- 4 対口支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

## 第2節 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）

（全国の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第13条 被災都道府県及び被災ブロック幹事都道府県は、第9条第1項の規定により応援職員の派遣について協力の依頼を行うにあたり、当該被災地域ブロック都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合、確保調整本部に対し第2段階支援の必要性について連絡するものとする。

2 前項の規定による第2段階支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（確保調整本部における対口支援団体の決定）

第14条 確保調整本部は、前条第1項の規定により第2段階支援の必要性の連絡を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については地域ブロック幹事都道府県が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

（1）別表の応援優先順位欄の順位

（2）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市の職員数

（3）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市が既に応援職員の派遣を行っているときはその派遣人数

（4）前3号に掲げるもののほか、考慮を必要とする事項

2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、全国市長会及び全国町村会を通じて一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

（全国の地方公共団体による応援職員の派遣）

第15条 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第2項各号に規定する調整等を行うものとする。

2 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団

体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第4項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。

- 3 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。
- 4 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(第2段階支援に関するその他の事項)

- 第16条 第14条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。
- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
  - 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第13条第1項、第14条第2項及び本条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。
  - 4 対口支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

### 第3節 追加の対口支援による応援職員の派遣

(追加の対口支援に対する応援職員の派遣についての協力の依頼)

第17条 対口支援団体は、当該対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災市区町村と協議の上、被災都道府県に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

2 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

3 被災都道府県は、第1項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡に対し、対口支援団体だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、確保調整本部に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

4 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

(確保調整本部における追加の対口支援団体の決定)

第18条 確保調整本部は、前条第3項の規定により追加の対口支援の必要性の連絡を受けた場合には、第10条第2項及び第14条第1項各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については地域ブロック幹事都道府県が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、前条第1項の規定により追加の対口支援の必要性を連絡した対口支援団体に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。さらに、連絡を受けた対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、全国市長会及び全国町村会を通じて一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(追加の対口支援団体による応援職員の派遣)

第19条 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。こ

の場合において、当該都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第2項各号に規定する調整等を行うものとする。

- 2 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団体と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第4項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。
- 3 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。
- 4 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた都道府県及び指定都市に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(追加の対口支援に関するその他の事項)

第20条 第18条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
- 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第17条第1項、同条第3項、第18条第2項及び本条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。
- 4 対口支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

#### 第4節 独自申出による応援職員の派遣

(独自申出による応援職員の派遣の調整)

第21条 地方公共団体（被災都道府県内の地方公共団体を除く。）は、第1段階支援及び第2段階支援とは別に、独自に応援職員の派遣を行おうとする場合には、都道府県にあっては全国知事会に、指定都市にあっては指定都市市長会に、市区（指定都市を除く。）にあっては全国市長会に、町村にあっては全国町村会に対しその旨を申し出ること（以下「独自申出」という。）ができるものとする。

2 前項の規定による独自申出は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。

（1）応援職員の派遣可能人数（業務又は職種、期間等を含む。）

（2）前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

3 関係団体は、第1項の規定により独自申出を受けた場合には、それぞれ、当該独自申出の情報を管理するとともに、確保調整本部に対し当該情報を報告するものとする。

4 確保調整本部は、前項の規定により報告を受けた場合には、対口支援団体の決定前にあっては被災都道府県と、対口支援団体の決定後にあっては対口支援団体と協議の上、応援職員の派遣の調整を行うものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定により調整を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し調整結果を連絡するとともに、対象となる地方公共団体に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

## 第5章 総括支援チームの派遣

(災害マネジメント総括支援員等の登録)

- 第22条 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント総括支援員として名簿に登録し、当該名簿（以下「総括支援員登録名簿」という。）の管理を行うものとする。
- 2 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント支援員として名簿に登録し、当該名簿の管理を行うものとする。
- 3 災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の登録の手続等については、別に定めるところによるものとする。

(総括支援チームの派遣の要請等)

- 第23条 被災市区町村は、対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、当該被災市区町村を包括する被災都道府県を通じて確保調整本部（確保調整本部設置前にあっては総務省。）に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。
- 2 被災市区町村は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。
- 3 第1項又は前項の規定による要請は、その旨を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。
- 4 対口支援団体は、第2項の規定による要請に対し適当な総括支援チームを派遣することが困難である場合には、確保調整本部に対しその旨を連絡するものとする。
- 5 確保調整本部は、第1項の規定により要請を受けた場合又は前項の規定により連絡を受けた場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（原則として被災地域ブロック幹事都道府県を除く。）と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
- 6 確保調整本部は、第1項に規定するもののほか、被災都道府県から協力の依頼を受けた場合又は得られた情報を基に必要と判断した場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（原則として被災地域ブロック幹事都道府県を除く。）と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
- 7 確保調整本部は、第5項又は前項の規定に基づき、総括支援チームの派遣に関して災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（被災地域ブロック内の地方公共団体に限る。）と調整する場合は、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県と協議の上で行うものとする。
- 8 確保調整本部は、第5項又は第6項の規定により総括支援チームの派遣について協力を依頼した場合には、当該団体に対し、文書によりその旨を連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、確保調整本部は、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さ

らに、対口支援団体の決定前にあつては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあつては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。また、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対しその旨を連絡するものとする。

（総括支援チームの要請に基づかない派遣）

第24条 前条の規定にかかわらず、確保調整本部は、震度7の地震が発生した被災市区町村に対し、当該被災市区町村又は被災都道府県からの要請によることなく、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（原則として被災地域ブロック幹事都道府県を除く。）と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼することができるものとする。

（総括支援チームの派遣）

第25条 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

2 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームを派遣した場合には、確保調整本部に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

3 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前にあつては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあつては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。

4 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、当該団体に対し、総括支援チームの派遣の終了について、文書により連絡するものとする。

（総括支援チームの派遣に関するその他の事項）

第26条 総括支援チーム派遣団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、総括支援チームの派遣を行う被災市区町村について、総括支援チームの派遣人数の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他総括支援チームの支援に関する状況等を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災

都道府県に代わって行うことができるものとする。

- 4 総括支援チーム派遣団体は、確保調整本部に対し、総括支援チーム派遣団体の交代又は追加の申出を行うことができるものとする。
- 5 確保調整本部は、前項の規定により申出を受けた場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（原則として被災地域ブロック幹事都道府県を除く。）と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
- 6 総括支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

## 第6章 受援体制

(平常時における受援体制の整備等)

第27条 市区町村は、災害時に円滑に応援職員の受入ができるよう、あらかじめ次に掲げる事項等を取りまとめた受援計画の策定を行うなど、受援体制について必要な準備を整えるものとする。

- (1) 庁内全体の応援受入の窓口となる受援担当者
- (2) 応援職員が担う受援対象業務と必要人数
- (3) 各受援対象業務の担当部署における受援担当者
- (4) 応援要請の手順

2 都道府県は、区域内の市区町村に対し、前項の取組に係る助言や支援を行うものとする。

3 地方公共団体は、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合を想定し、ホテル、旅館、公共施設等宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

(応援職員受入時の体制整備)

第28条 被災市区町村は、災害時の応援職員の受入に際し、受援が円滑に機能するため、次に掲げる取組等により、応援職員の受入体制の整備に努めるものとする。

- (1) 応援職員の執務スペースの確保
- (2) 業務に必要な資機材等の準備
- (3) 受援に関する庁内調整会議の開催

## 第7章 その他

(被災都道府県の役割)

第29条 被災都道府県は、被災市区町村を円滑に支援するため、次に掲げる事項の役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 応援団体からの問合せへの対応及び可能な範囲での情報提供（例えば、被災都道府県災害対策本部に集約された情報）
- (2) 被災市区町村の応援ニーズの把握
- (3) 被災市区町村への連絡要員の派遣
- (4) 被災市区町村間の応援団体連絡会議の主催（被災地域ブロック幹事都道府県と協力）
- (5) 当該被災都道府県内の地方公共団体による被災市区町村への応援職員の派遣の調整

(被災地域ブロック幹事都道府県の役割)

第30条 被災地域ブロック幹事都道府県は、被災都道府県を補佐するものとする。複数の都道府県が被災した場合は、必要に応じて、被災地域ブロック幹事都道府県が指定する他の都道府県が補佐するものとする。

(応援職員の派遣に関する留意事項)

第31条 地方公共団体は、応援職員の派遣に関し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 活動に必要な資機材、応援職員の食料、宿泊場所及び交通手段の確保等については、可能な限り自己完結型で対応すること。
- (2) 派遣期間については、業務の習熟、引継ぎ等を考慮して調整を行うこと。

(応援職員の派遣に関する費用の負担)

第32条 本制度に基づく応援職員の派遣に要した費用の負担については、法令の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体と被災市区町村又は被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議して定めるものとする。

(平常時における対応)

第33条 総務省は、平常時に、本制度に基づく応援職員の派遣に関する連絡調整を行うため、内閣府、消防庁、関係団体、都道府県（地域ブロック幹事都道府県の別を含む。）及び指定都市の担当部署の連絡先を記載した名簿を作成し、内閣府、消防庁、関係団体、都道府県及び指定都市と共有するものとする。

- 2 内閣府、消防庁、関係団体、都道府県及び指定都市は、前項に規定する名簿の連絡先に変更が生じた場合には、総務省に対し変更後の連絡先を速やかに連絡するものとする。
- 3 地域ブロック幹事都道府県は、平常時に、対口支援団体の決定に際して考慮することを基本とする第10条第2項第4号から第6号までに規定する事項について、当該地域ブロック内の都道府県及び指定都市に係る情報の整理及び定期的な更新を行い、地域ブロック内の都道府県及び指定都市と共有するものとする。さらに、総務省に対しても当該情報を提供するものとする。

提供を受けた総務省は、当該情報を関係団体と共有するものとする。

(訓練の実施)

第34条 総務省は、大規模災害時における本制度の円滑な運用を確保するため、関係機関の協力を得て、訓練を実施するものとする。

(要綱の見直し)

第35条 総務省は、前条に規定する訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて関係機関の意見を聴きつつ、適宜、本要綱について必要な見直しを行うものとする。

(南海トラフ地震、首都直下地震等極めて規模の大きい災害時の特例)

第36条 別紙に掲げる要件に該当する場合における応急対策職員派遣制度の取扱いは、別に定める。

(その他)

第37条 この要綱に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、総務省が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

(別表)

| 地域ブロック | 北海道東北<br>ブロック(A)                            | 関東<br>ブロック(B)                                | 中部<br>ブロック(C)                           | 近畿<br>ブロック(D)                            | 中国・四国<br>ブロック(E)                                    | 九州<br>ブロック(F)                                |
|--------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 都道府県   | 北海道、青森県、<br>岩手県、宮城県、<br>秋田県、山形県、<br>福島県、新潟県 | 茨城県、栃木県、<br>群馬県、埼玉県、<br>千葉県、東京都、<br>神奈川県、山梨県 | 富山県、石川県、<br>長野県、岐阜県、<br>静岡県、愛知県、<br>三重県 | 福井県、滋賀県、<br>京都府、大阪府、<br>兵庫県、奈良県、<br>和歌山県 | 鳥取県、島根県、<br>岡山県、広島県、<br>山口県、徳島県、<br>香川県、愛媛県、<br>高知県 | 福岡県、佐賀県、<br>長崎県、熊本県、<br>大分県、宮崎県、<br>鹿児島県、沖縄県 |
| 指定都市   | 札幌市、仙台市、<br>新潟市                             | さいたま市、千葉<br>市、横浜市、川崎<br>市、相模原市               | 静岡市、浜松市、<br>名古屋市                        | 京都市、大阪市、<br>堺市、神戸市                       | 岡山市、広島市                                             | 北九州市、福岡<br>市、熊本市                             |
| 応援優先順位 | ①B②C③D④E⑤F                                  | ①A②C③D④E⑤F                                   | ①D②B③A④E⑤F                              | ①C②E③F④B⑤A                               | ①F②D③C④B⑤A                                          | ①E②D③C④B⑤A                                   |

(別紙)

- 1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第2条第2項に規定する南海トラフ地震が発生した場合において、発生した地震の震央地名が、下表に示す南海トラフ地震の想定震源域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たすとき。

【震央地名一覧】

| 想定震源域と重なる震央地名                   |         |          |          |         |        |
|---------------------------------|---------|----------|----------|---------|--------|
| 東<br>海<br>地<br>方                | 山梨県中・西部 | 長野県南部    | 静岡県東部    | 静岡県中部   | 静岡県西部  |
|                                 | 駿河湾     | 駿河湾南方沖   | 新島・神津島近海 | 愛知県東部   | 愛知県西部  |
|                                 | 遠州灘     | 三河湾      | 岐阜県美濃東部  | 三重県北部   | 三重県中部  |
|                                 | 三重県南部   | 伊勢湾      | 三重県南東沖   |         |        |
| 地<br>近<br>畿<br>地<br>方           | 和歌山県北部  | 和歌山県南部   | 和歌山県南方沖  | 紀伊水道    | 奈良県    |
|                                 | 淡路島付近   | 播磨灘      |          |         |        |
| 四<br>国<br>・<br>九<br>州<br>地<br>方 | 徳島県北部   | 徳島県南部    | 香川県東部    | 香川県西部   | 瀬戸内海中部 |
|                                 | 愛媛県東予   | 愛媛県中予    | 愛媛県南予    | 伊予灘     | 豊後水道   |
|                                 | 高知県東部   | 高知県中部    | 高知県西部    | 土佐湾     | 四国沖    |
|                                 | 大分県南部   | 宮崎県北部平野部 | 日向灘      | 九州地方南東沖 |        |

- (1) 発生した地震により東海地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合

【各地方の都道府県分類】

○東海地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

○近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県

○四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

- (2) 発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合）

- 2 首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第2条第1項に規定する首都直下地震が発生した場合で、かつ、特別区の区域において震度6強以上が観測されたとき。

- 3 上記1又は2以外の要件

- (1) 政府、関係団体等の各種情報から、上記1又は2の場合に類する被害が想定され、総務省が必要と判断した場合
- (2) 南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン又は首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランが適用された場合

## 【把握したニーズ等】

|         |      |
|---------|------|
| 被災市区町村名 | 把握日時 |
|         |      |

(1) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性

有 無

(2) 要請人数(見込み)※上記(1)で「有」の場合

| No. | 期間 | 業務(職種) | 人数 | 特記事項 |
|-----|----|--------|----|------|
| 1   | ～  |        |    |      |
| 2   | ～  |        |    |      |
| 3   | ～  |        |    |      |
| 4   | ～  |        |    |      |
| 5   | ～  |        |    |      |

(3) 総括支援チームの派遣の必要性

有 無

(4) その他の情報

|  |
|--|
|  |
|--|

## 被災都道府県窓口

|        |  |
|--------|--|
| 担当部署   |  |
| 担当者名   |  |
| 電話番号   |  |
| FAX番号  |  |
| E-MAIL |  |

## 【被災都道府県内の地方公共団体による対応可否】

左記(2)に対する対応可否

可 不可

可 不可

可 不可

可 不可

可 不可

左記(3)に対する対応可否

可 不可

連絡欄

|  |
|--|
|  |
|--|

様式2-1

令和 年 月 日

内閣府（担当部署） 御中  
消防庁（担当部署） 御中  
各都道府県（担当部署） 御中  
（関係団体） 御中

応援職員確保調整本部  
（事務局：総務省自治行政局公務員部）

応援職員確保調整本部の設置について（通知）

下記のとおり、応援職員確保調整本部を設置しましたので、通知します。

記

|     |  |
|-----|--|
| 災害名 |  |
| 設置日 |  |
| その他 |  |

|                                  |                       |
|----------------------------------|-----------------------|
| 発信元                              |                       |
| 応援職員確保調整本部<br>（事務局：総務省自治行政局公務員部） |                       |
| 担当者名                             |                       |
| 電話番号                             | 03-5253-5230          |
| FAX番号                            | 03-5253-5552          |
| E-MAIL                           | ouenhaken@soumu.go.jp |

様式2-2

令和 年 月 日

内閣府（担当部署） 御中  
消防庁（担当部署） 御中  
各都道府県（担当部署） 御中  
（関係団体） 御中

応援職員確保調整本部  
（事務局：総務省自治行政局公務員部）

応援職員確保調整本部の廃止について（通知）

下記のとおり、応援職員確保調整本部を廃止しましたので、通知します。

記

|     |  |
|-----|--|
| 災害名 |  |
| 廃止日 |  |
| その他 |  |

|                                  |                       |
|----------------------------------|-----------------------|
| 発信元                              |                       |
| 応援職員確保調整本部<br>（事務局：総務省自治行政局公務員部） |                       |
| 担当者名                             |                       |
| 電話番号                             | 03-5253-5230          |
| FAX番号                            | 03-5253-5552          |
| E-MAIL                           | ouenhaken@soumu.go.jp |

様式3-1

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地域ブロック幹事都道府県（担当部署） 御中

被災都道府県（担当部署）

被災市区町村への応援職員の派遣についての協力依頼書

標記のことについて、別添のとおり協力を依頼します。

添付書類

様式3-2

|        |  |
|--------|--|
| 連絡先    |  |
| 担当部署   |  |
| 担当者名   |  |
| 電話番号   |  |
| FAX番号  |  |
| E-MAIL |  |

| 被災都道府県名 | 被災市区町村名 |
|---------|---------|
|         |         |

| 文書番号 | 年月日 |
|------|-----|
|      |     |

| 被災都道府県窓口 |  | 被災市区町村窓口 |  |
|----------|--|----------|--|
| 担当部署     |  | 担当部署     |  |
| 担当者名     |  | 担当者名     |  |
| 電話番号     |  | 電話番号     |  |
| FAX番号    |  | FAX番号    |  |
| E-MAIL   |  | E-MAIL   |  |

| No. | 期間(※) | 業務(職種) | 人数(※) | 主な業務実施場所 | 左記までの交通手段 | 特記事項 |
|-----|-------|--------|-------|----------|-----------|------|
| 1   | ～     |        |       |          |           |      |
| 2   | ～     |        |       |          |           |      |
| 3   | ～     |        |       |          |           |      |
| 4   | ～     |        |       |          |           |      |
| 5   | ～     |        |       |          |           |      |

※見込みを含む。

連絡欄(応援職員の派遣に関して必要な事項を記載(別紙による業務実施場所の地図等の添付も可))

|  |
|--|
|  |
|--|

様式 4 - 1

〇〇年〇〇月〇〇日

対口支援団体（担当部署）御中

応援職員確保調整本部  
(事務局：総務省自治行政局公務員部)

対口支援団体の決定について（通知）

下記のとおり、応援職員確保調整本部において貴団体を対口支援団体に決定しましたので、通知します。

記

|                |  |
|----------------|--|
| 災 害 名          |  |
| 決 定 日          |  |
| 対口支援団体         |  |
| 派遣先の<br>被災市区町村 |  |
| その他            |  |

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 発信元                              |  |
| 応援職員確保調整本部<br>(事務局：総務省自治行政局公務員部) |  |
| 担当者名                             |  |
| 電話番号                             |  |
| F A X 番号                         |  |
| E - M A I L                      |  |

様式 4 - 2

〇〇年〇〇月〇〇日

応援職員確保調整本部 御中

(事務局：総務省自治行政局公務員部)

対口支援団体 (担当部署)

対口支援の終了の連絡について

下記のとおり、対口支援を終了する予定ですので、連絡します。

記

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 災 害 名                                |   |
| 派遣先の<br>被災市区町村                       |   |
| 対口支援実施<br>期間 (予定)                    | ～ |
| 対口支援を終了<br>する理由<br>(被災市町村の<br>具体的状況) |   |

|             |  |
|-------------|--|
| 連絡先         |  |
| 担当部署        |  |
| 担当者名        |  |
| 電話番号        |  |
| F A X 番号    |  |
| E - M A I L |  |

様式 4 - 3

〇〇年〇〇月〇〇日

対口支援団体（担当部署）御中

応援職員確保調整本部  
(事務局：総務省自治行政局公務員部)

対口支援の終了について（通知）

下記のとおり、貴団体の対口支援の終了を確認しましたので、通知します。

記

|                |   |
|----------------|---|
| 災 害 名          |   |
| 派遣先の<br>被災市区町村 |   |
| 対口支援<br>実施期間   | ～ |
| その他            |   |

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 発信元                              |  |
| 応援職員確保調整本部<br>(事務局：総務省自治行政局公務員部) |  |
| 担当者名                             |  |
| 電話番号                             |  |
| F A X 番号                         |  |
| E - M A I L                      |  |

|        |  |
|--------|--|
| 支援団体名  |  |
| 担当部署   |  |
| 担当者名   |  |
| 電話番号   |  |
| FAX番号  |  |
| E－MAIL |  |

■ 支援の状況(総括支援及び対口支援の概要について記入してください。)

| 支援項目 | 対応状況 | 支援にあたっての課題 |
|------|------|------------|
|      |      |            |
|      |      |            |
|      |      |            |

■ 総括支援チーム

| 支援を行う被災市区町村 | 派遣人数    | 本日派遣された人数<br>(＝現地で業務に従事した実人数)(※1) |   | 左記のうち災害マネジメント総括支援員の氏名 |
|-------------|---------|-----------------------------------|---|-----------------------|
|             | 総括支援チーム |                                   | 人 |                       |

| 翌日以降に派遣される予定の人数 ※3 |             |             |             |             |             |             |             |                             |
|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------------|
| (日付)               | ○月○日<br>( ) | ○月○日<br>( ) | ○月○日<br>( ) | ○月○日<br>( ) | ○月○日<br>( ) | ○月○日<br>( ) | ○月○日<br>( ) | 連絡事項<br>(今後の対応予定、派遣終了見込み 等) |
| (派遣予定人数)           |             |             |             |             |             |             |             |                             |

■ 対口支援チーム

| 対口支援<br>を行う<br>被災<br>市区町村 | 要請人数<br>及び<br>派遣人数 | 本日派遣された人数<br>(＝現地で業務に従事した実人数)(※1) |    |           |     |    | 連絡事項<br>(「その他」の内訳 等) |
|---------------------------|--------------------|-----------------------------------|----|-----------|-----|----|----------------------|
|                           |                    | 罹災証明交付業務                          |    | 避難所<br>運営 | その他 | 合計 |                      |
|                           |                    | 受付・交付                             | 調査 |           |     |    |                      |
|                           | 対口支援団体<br>A (※2)   |                                   |    |           |     | 人  |                      |
|                           | その他の団体<br>B (※3)   |                                   |    |           |     | 人  |                      |
|                           | 派遣人数 A+B           | 人                                 | 人  | 人         | 人   | 人  |                      |

| 翌日以降に派遣される予定の人数 ※3 |             |             |             |             |             |             |             |                             |
|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------------|
| (日付)               | ○月○日<br>( ) | ○月○日<br>( ) | ○月○日<br>( ) | ○月○日<br>( ) | ○月○日<br>( ) | ○月○日<br>( ) | ○月○日<br>( ) | 連絡事項<br>(今後の対応予定、派遣終了見込み 等) |
| (派遣予定人数)           |             |             |             |             |             |             |             |                             |

※1 「本日派遣された人数」及び「翌日に派遣される予定の人数」欄については、同日中に人員が交代する場合は重複計上をせず、交代前と交代後における最大数を計上してください。  
※2 「対口支援団体A」欄については、対口支援団体が都道府県である場合には、一体的支援を行う当該都道府県の区域内の市区町村による応援職員の人数を合わせて計上してください。  
※3 「その他の団体B」欄については、「応急対策職員派遣制度」に関する応援職員のうち、対口支援団体以外から派遣された(される予定の)応援職員の人数を計上してください。

様式6－1

〇〇年〇〇月〇〇日

応援職員確保調整本部 御中  
(事務局：総務省自治行政局公務員部)

被災都道府県（担当部署）

被災市区町村への応援職員の派遣についての協力依頼書

標記のことについて、別添のとおり協力を依頼します。

添付書類

様式6－2

|        |  |
|--------|--|
| 連絡先    |  |
| 担当部署   |  |
| 担当者名   |  |
| 電話番号   |  |
| FAX番号  |  |
| E－MAIL |  |

| 被災都道府県名 | 被災市区町村名 |
|---------|---------|
|         |         |

| 文書番号 | 年月日 |
|------|-----|
|      |     |

| 被災都道府県窓口 |  | 被災市区町村窓口 |  |
|----------|--|----------|--|
| 担当部署     |  | 担当部署     |  |
| 担当者名     |  | 担当者名     |  |
| 電話番号     |  | 電話番号     |  |
| FAX番号    |  | FAX番号    |  |
| E-MAIL   |  | E-MAIL   |  |

| No. | 期間(※) | 業務(職種) | 人数(※) | 主な業務実施場所 | 左記までの交通手段 | 特記事項 |
|-----|-------|--------|-------|----------|-----------|------|
| 1   | ～     |        |       |          |           |      |
| 2   | ～     |        |       |          |           |      |
| 3   | ～     |        |       |          |           |      |
| 4   | ～     |        |       |          |           |      |
| 5   | ～     |        |       |          |           |      |

※見込みを含む。

連絡欄(応援職員の派遣に関して必要な事項を記載(別紙による業務実施場所の地図等の添付も可))

|  |
|--|
|  |
|--|

様式7-1

〇〇年〇〇月〇〇日

被災都道府県（担当部署） 御中

対口支援団体（担当部署）

被災市区町村への応援職員の派遣についての協力依頼書

標記のことについて、別添のとおり協力を依頼します。

添付書類

様式7-2

|        |  |
|--------|--|
| 連絡先    |  |
| 担当部署   |  |
| 担当者名   |  |
| 電話番号   |  |
| FAX番号  |  |
| E-MAIL |  |

| 被災都道府県名 | 被災市区町村名 |
|---------|---------|
|         |         |

| 文書番号 | 年月日 |
|------|-----|
|      |     |

| 対口支援団体窓口 |  | 被災市区町村窓口 |  |
|----------|--|----------|--|
| 担当部署     |  | 担当部署     |  |
| 担当者名     |  | 担当者名     |  |
| 電話番号     |  | 電話番号     |  |
| FAX番号    |  | FAX番号    |  |
| E-MAIL   |  | E-MAIL   |  |

| No. | 期間(※) | 業務(職種) | 人数(※) | 主な業務実施場所 | 左記までの交通手段 | 特記事項 |
|-----|-------|--------|-------|----------|-----------|------|
| 1   | ～     |        |       |          |           |      |
| 2   | ～     |        |       |          |           |      |
| 3   | ～     |        |       |          |           |      |
| 4   | ～     |        |       |          |           |      |
| 5   | ～     |        |       |          |           |      |

※見込みを含む。

| 連絡欄(応援職員の派遣に関して必要な事項を記載(別紙による業務実施場所の地図等の添付も可)) |
|------------------------------------------------|
|                                                |

様式8-1

〇〇年〇〇月〇〇日

(関係団体) 御中

独自申出を行う地方公共団体(担当部署)

被災市区町村への応援職員の派遣の独自申出書

標記のことについて、別添のとおり申し出ます。

添付書類

様式8-2

|        |  |
|--------|--|
| 連絡先    |  |
| 担当部署   |  |
| 担当者名   |  |
| 電話番号   |  |
| FAX番号  |  |
| E-MAIL |  |

|      |     |
|------|-----|
| 文書番号 | 年月日 |
|      |     |

|                  |  |
|------------------|--|
| 独自申出を行う地方公共団体の窓口 |  |
| 担当部署             |  |
| 担当者名             |  |
| 電話番号             |  |
| FAX番号            |  |
| E-MAIL           |  |

| No. | 期間 | 業務(職種) | 派遣可能<br>人数 | 特記事項(応援を希望する市区町村 等) |
|-----|----|--------|------------|---------------------|
| 1   | ～  |        |            |                     |
| 2   | ～  |        |            |                     |
| 3   | ～  |        |            |                     |
| 4   | ～  |        |            |                     |
| 5   | ～  |        |            |                     |

|     |
|-----|
| 連絡欄 |
|     |

〇〇年〇〇月〇〇日

応援職員確保調整本部 御中（第23条第1項の場合）  
（事務局：総務省自治行政局公務員部）

被災市区町村（担当部署）

## 総括支援チームの派遣要請書

標記のことについて、下記のとおり要請します。

## 記

|                                                                   |  |
|-------------------------------------------------------------------|--|
| 派遣が必要な期間<br>（見込みを含む。）                                             |  |
| 災害マネジメントの状況<br>（支援を求める理由等を記載）                                     |  |
| 主な業務実施場所                                                          |  |
| 上記までの交通手段                                                         |  |
| 連絡欄<br>（総括支援チームの派遣に関して<br>必要な事項を記載（別紙による業<br>務実施場所の地図等の添付も<br>可）） |  |

|        |  |
|--------|--|
| 連絡先    |  |
| 担当部署   |  |
| 担当者名   |  |
| 電話番号   |  |
| FAX番号  |  |
| E-MAIL |  |

〇〇年〇〇月〇〇日

対口支援団体（担当部署） 様（第23条第2項の場合）

被災市区町村（担当部署）

## 総括支援チームの派遣要請書

標記のことについて、下記のとおり要請します。

## 記

|                                                                   |  |
|-------------------------------------------------------------------|--|
| 派遣が必要な期間<br>(見込みを含む。)                                             |  |
| 災害マネジメントの状況<br>(支援を求める理由等を記載)                                     |  |
| 主な業務実施場所                                                          |  |
| 上記までの交通手段                                                         |  |
| 連絡欄<br>(総括支援チームの派遣に関して<br>必要な事項を記載（別紙による業<br>務実施場所の地図等の添付も<br>可）) |  |

|        |  |
|--------|--|
| 連絡先    |  |
| 担当部署   |  |
| 担当者名   |  |
| 電話番号   |  |
| FAX番号  |  |
| E-MAIL |  |

〇〇年〇〇月〇〇日

総括支援チーム派遣団体（担当部署）御中

応援職員確保調整本部  
（事務局：総務省自治行政局公務員部）

総括支援チーム派遣団体の決定について（通知）

下記のとおり、応援職員確保調整本部にて貴団体を総括支援チーム派遣団体に決定しましたので、通知します。

記

|                 |  |
|-----------------|--|
| 災 害 名           |  |
| 決 定 日           |  |
| 総括支援チーム<br>派遣団体 |  |
| 派遣先の<br>被災市区町村  |  |
| その他             |  |

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 発信元                              |  |
| 応援職員確保調整本部<br>（事務局：総務省自治行政局公務員部） |  |
| 担当者名                             |  |
| 電話番号                             |  |
| F A X 番号                         |  |
| E - M A I L                      |  |

〇〇年〇〇月〇〇日

応援職員確保調整本部 御中  
 (事務局：総務省自治行政局公務員部)

総括支援チーム派遣団体（担当部署）

総括支援チーム派遣の終了の連絡について

下記のとおり、総括支援チームの派遣を終了する予定ですので、連絡します。

記

|                                                 |   |
|-------------------------------------------------|---|
| 災 害 名                                           |   |
| 派遣先の<br>被災市区町村                                  |   |
| 派遣期間<br>(予定)                                    | ～ |
| 総括支援チーム<br>の派遣を終了す<br>る理由<br>(被災市区町村<br>の具体的状況) |   |

|             |  |
|-------------|--|
| 連絡先         |  |
| 担当部署        |  |
| 担当者名        |  |
| 電話番号        |  |
| F A X 番号    |  |
| E - M A I L |  |

様式 10-3

〇〇年〇〇月〇〇日

総括支援チーム派遣団体（担当部署）御中

応援職員確保調整本部  
(事務局：総務省自治行政局公務員部)

総括支援チームの派遣の終了について（通知）

下記のとおり、貴団体の総括支援チームの派遣終了を確認しましたので、通知します。

記

|                |   |
|----------------|---|
| 災 害 名          |   |
| 派遣先の<br>被災市区町村 |   |
| 派遣期間           | ～ |
| その他            |   |

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 発信元                              |  |
| 応援職員確保調整本部<br>(事務局：総務省自治行政局公務員部) |  |
| 担当者名                             |  |
| 電話番号                             |  |
| FAX 番号                           |  |
| E-MAIL                           |  |